

biosecurityを重視した行動規範について教育研修を

疫学研究部長



志村 亀夫

SHIMURA Kameo

2005年6月13日から24日までジュネーブの国連ヨーロッパ本部で開催された生物兵器禁止条約(Biological Weapons Convention; BWC)専門家会合に参加した。生物兵器禁止条約の正式名称は「細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約」で、1925年のジュネーブ議定書に連なる条約として、1971年に国連総会において議決され、日本は1982年に批准している。

生物兵器禁止条約と言われても自分の研究との関連が直ぐには判らない人も多いと思うが、生物兵器候補として炭疽、ブルセラ症、ペスト、ボツリヌス、野兔病、鼻疽、天然痘、マ-ルブルグ出血熱、口蹄疫などの病原体が上げられていることを知れば、日本においてそれら病原体の研究、保存、培養技術、施設、種々の情報に関して最も関連の強い機関は、国立感染症研究所と動物衛生研究所であることを認識できるのではないだろうか。

冷戦後、オウム真理教による生物・化学兵器の開発・使用や米国での炭疽菌事件などのバイオテロを契機として、米国が国家による生物兵器の使用よりもむしろ非政府組織によるバイオテロの危険性を重視しはじめたため、本条約の強化に向けた取り組みは大きく変わった。これまでの会議では2002年より3カ年計画で、条約に定める禁止事項実施のための国内措置、Biosecurityのための国内措置、疾病の調査等国際的対応能力の強化(危機対処)、感染症サーベイランス:国内・国際的 efforts の強化、科学者のための行動規範(Code of conduct for scientists)の5分野について検討が行われることになった。2005年はその中の科学者のための行動規範がテーマとなり、その専門家会合が行われた。専門家会合は各国代表団の他、OECD(経済協力開発機構)やOIE(国際獣疫事務局)などの国際機関、学会、出版関係

者、民間企業団体などが参加した。

代表者会議では科学者のための行動規範においても議論の中心はやはりbiosecurityであった。施設の整備や取り扱い規定の制定などにより病原微生物等についての安全性はある程度担保されるが、意図的な悪用と無意識(無知)の悪用は防げられない。これらを防ぐ行動規範の実効性を確保するためには、「教育」が最も重要であることは多くの発言者の一致した意見であった。研究機関の崇高な理念、明確な目的を周知し、倫理、モラル、社会的責任、医学分野では「ヒポクラテスの誓い」などを早期に教育することが重要とされた。更に、科学技術が両刃の剣であり、その危険性についても教育すべきとの意見もあった。成果の取り扱いについてNature誌の編集者から、「論文はbiosecurityの面からも評価している。微生物・毒物に関する論文はテロリストが利用することも考慮し十分に注意を払って審査している。」との発言があり、病原体の蛋白質やDNA合成法などの具体的論文事例をあげて説明があった。インターネットを通じての成果の発表に関しても何らかの規制が必要ではないかとの意見も多かった。

では、動物衛生研究所での取り組みはどうだろうか。biosafetyの面からは施設の整備、規程の見直しが行なわれるとともに、biosecurityの面からは定期調査や報告の徹底は行われているが研究者自身の取り組みは弱いと言わざると得ない。研究者は自分の扱っている病原体の危険性を軽く見る傾向があるが、生物兵器の材料となり得るものとして再認識するとともに、biosecurityを重視した行動規範を持つことが必要であろう。今後研究活動に関する規制は厳しくなることはあっても、緩和されることはない。biosecurityについての科学者の行動規範に関する教育研修を含めて、研究のあらゆる面での見直しが必要ではないだろうか。